

和歌山県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		8.8E-3	1.9E-1	6.4E+1	64.5
64	エトフェンプロックス	1.3E+1	1.4E+1	1.1E+1	1.4E+1	52.8
117	テブコナゾール				5.4E+0	5.4
139	トラロメリン			1.1E+0	1.8E+0	2.9
140	フェンプロパトリン			1.5E+0		1.5
153	テトラメリン	1.1E+2	1.0E+1	1.4E+2		262.7
181	ジクロロベンゼン	2.2E+2	2.2E+2			443.9
225	トリクロロホン		7.5E+0			7.5
248	ダイアジノン		6.9E-1			0.7
251	フェニトロチオン		1.7E+2	1.9E+0		176.7
252	フェンチオン	2.5E+0	6.7E+1	2.5E+0		71.8
256	デカン酸				9.0E-2	0.1
350	ペルメリン	2.1E+1	4.5E+1	2.2E+1	5.1E+1	138.4
405	ほう素化合物		8.1E-1	1.9E+1	2.5E+0	22.2
427	カルバリル			1.0E+2		100.4
428	フェノブカルブ			6.2E+1	1.6E+2	217.9
457	ジクロロボス	4.4E+1	7.6E+2			799.5
合 計		4.2E+2	1.3E+3	3.6E+2	2.9E+2	2368.9

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等